

健康第 1131 号  
令和 2 (2020) 年 12 月 29 日

各関係団体等の長 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

業界団体に対する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策徹底の周知について (依頼)

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

さて、県では、12 月 23 日に「栃木県医療危機警報」を発したところですが、感染の拡大が続く、病床の逼迫のリスクも高まるなど、危機的状況が更に進んでいます。

このため、12 月 29 日に開催した第 39 回栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、警戒度レベルを「特定警戒」に引き上げ、県民に対し不要不急の外出自粛を要請することとしました。

つきましては、貴団体員等に対し、これまでの感染防止対策の徹底に加え、別添「警戒度レベル『特定警戒』における対応」について周知していただきますよう御協力をお願いいたします。

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局  
栃木県新型コロナウイルス生活相談センター  
TEL 028-623-2826

# 警戒度レベル「特定警戒」における対応

※下線部が変更部分

① 区域 栃木県全域

② 期間 令和 2 (2020)年12月30日 (水) ~令和 3 (2021)年1月11日 (月) ※終期は予定。状況を見て判断。

③ 実施内容

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、以下のとおり協力を要請

## ●県民に対する協力要請 (特措法第24条第9項)

- ・ 不要不急の外出自粛を要請
- ・ マスクの着用、換気をはじめ、**3密の回避や手洗いなど、基本的な感染防止対策の徹底**を要請
- ・ **感染リスクが高まる「5つの場面」での注意**を要請  
(飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり)  
■特に、**感染リスクが高い場面を避ける**ことを要請 (大人数・長時間の飲食・飲酒の自粛、マスクなしでの会話の自粛)
- ・ 体調が悪い場合は、仕事は休むよう要請
- ・ 施設に応じた**感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避ける**よう要請
- ・ 外出時は、感染のリスクを避ける行動を要請
- ・ **ハイリスク者 (高齢者、基礎疾患を有する方)** は上記取組を特に徹底するよう要請

## ●事業者に対する協力要請

- ・ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底等、**感染拡大防止のための適切な取組**を要請 (特措法第24条第9項)
- ・ 「**新型コロナ感染防止対策取組宣言**」の実施を要請 (特措法第24条第9項)
- ・ テレワーク等の制度活用の推進、**オンラインビジネスの推奨**

催物 (イベント等) の開催に関する協力依頼については別途定める

## ●栃木県医療危機警報による注意喚起の実施 (特措法第24条第9項)